

# 中小企業組合等支援施策情報

■平成23年度税制改正について(中小企業関係税制) 中小企業庁

平成23年6月30日現在

平成23年度税制改正法案及び地方税改正法案のうち一部の内容を切り出した、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が、平成23年6月22日に成立、30日に公布されました。

主な税制改正の概要は、以下のとおりです。

## 1 中小法人(法人税)の軽減税率の延長措置

○平成23年3月31日までの特例措置である**22%→18%**の軽減税率について、平成24年3月31日まで、現行の税制が適用されるよう延長措置が講じられました。

(なお、中小企業(資本金1億円以下)の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される法人税の軽減税率の18%から15%への引下げについては、引き続き協議されることになっています。)

## 2 雇用促進税制の創設(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税)

中小企業が、従業員を10%以上かつ2人以上増加させた場合に、1人当たり20万円税額控除できる制度が創設されました。(大企業は10%以上かつ5人以上)

【適用期間】平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

例) 前年度従業員数6名で当年度従業員数8名の中小企業の場合

増加従業員数2名×20万円=40万円の税額控除が可能です。

(※なお、税額控除額は、法人税額の20%が限度となります。)

○税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ・「雇用促進計画」をハローワークに提出すること
- ・青色申告書を提出する事業主であること
- ・適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ・適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加させていること … 等

※雇用促進計画の作成・確認については、本社・本店を管轄する労働局又はハローワークまでご相談下さい。

## 3 グリーン投資減税の創設(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

本年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、エネルギー安定供給の確保と低炭素成長社会の実現を目指すため、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資(グリーン投資)を重点的に支援する「グリーン投資減税」が創設されました。

○グリーン投資減税の内容

中小企業が、エネルギー起源CO2排出削減等に効果が見込まれる設備等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を適用できる制度です。(大企業は特別償却のみ)

【適用期間】平成23年6月30日から平成26年3月31日まで

<対象設備の例>

- ①省エネルギーの推進(例：高断熱窓ガラス、発光ダイオード照明装置)
- ②非化石エネルギーの導入拡大(例：太陽光発電設備、風力発電設備)
- ③低炭素化(例：プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド建設機械)

※なお、現行のエネルギー需給構造改革投資促進税制は平成24年3月31日まで適用期限が延長されます。

#### 4 既存租税特別措置の延長等

以下の租税特別措置(中小特例を含む。)については、平成24年3月31日まで適用期限が延長されます。

- 中小法人の軽減税率(22%→18%)(※前項の1参照)
- 中小企業等基盤強化税制(経営革新計画・卸・小売・サービス業・情報基盤・地域産業資源活用事業計画・農商工等連携事業計画・教育訓練費)  
特定中小企業者等が、事業基盤強化設備等の取得等をした場合には、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができます。
- 中小企業等の貸倒引当金の特例  
公益法人等及び協同組合等が、貸倒引当金の繰入れを行う場合には、法人税法に定める繰入れ限度額の16%割増の繰入れが認められます。
- 商工組合等の留保所得の特別控除  
事業年度終了日における出資総額が1億円以下の事業協同組合等(設立後10年以内の組合)が、その所得の全部又は一部を留保した時は、期末利益積立金額(当該事業年度で留保した金額を含む)が出資総額の1/4に達するまで、その留保所得の32%を損金算入することができます。

#### 5 消費税における免税事業者の要件及び仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」の見直し

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の全額を仕入税額控除できる制度については、1年間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定することとします。

(注)上記の改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

○詳細につきましては、中小企業庁ホームページ(下記URL)をご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2011/110630KaiseiGaiyou23.htm>

#### ■省エネ対策に取り組む事業者の皆様への支援施策(秋田県生活環境部温暖化対策課)

##### 1 秋田県民生業務部門省エネ改修促進事業について

秋田県では、民間事業者における省エネ改修等について、経費の一部を支援いたします。募集期間は本年12月28日までとなっています。補助金を受けるためには事業計画の認定を受ける必要があります。より多くの事業者様にご利用いただけるよう、6月補正予算により、補助金の予算総額を3千万円から6千万円へ拡大しました。なお、1件あたりの補助上限額は200万円に変更ありません。

##### 2 秋田県中小企業等省エネ診断事業について

秋田県では、民間事業者の省エネ・節電対策を進めるため、無料の省エネ診断を実施します。申込み受付期間は平成24年1月31日までとなっています。より多くの事業者様にご利用いただけるよう、6月補正予算により診断予定件数を30件から100件に拡大しました。

○詳細につきましては、下記へお問い合わせ下さい。

秋田県生活環境部温暖化対策課 ☎018-860-1573

E-mail : [en-ondanka@pref.akita.lg.jp](mailto:en-ondanka@pref.akita.lg.jp)

秋田県庁ホームページ「美の国あきたネット」

事業所の省エネ診断・省エネ改修について

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/genre/0000000000000/1309227075622/index.html>